

個人情報の共同利用について

キリンビール健康保険組合（以下「当組合」という。）は、その保有する個人情報（以下「個人データ」）について以下のとおり共同での利用を行いますのでお知らせ致します。

尚、個人情報保護法第23条第5項3号において、次の5項について加入者が知り得る状態にある場合は、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人データを他に提供できるとされています。

- (1) 個人データを共同利用すること
- (2) 共同して利用される個人データの項目
- (3) 共同して利用する者の範囲
- (4) 個人データの利用目的
- (5) 個人データの管理責任者の氏名・名称

1. 健康診断（定期健康診断・特定健康診査・人間ドック）、特定保健指導等保健事業の実施に係る共同事業

(1) 共同利用の目的

当組合は、共同利用者と健康診断等の保健事業を共同で行います。また、加入者に対して、健診結果に基づく保健指導や受診勧奨を効果的に行うために個人データを共同で利用します。

また、各種保健事業を円滑に推進するため、機関誌・パンフレット・ハガキ等を被保険者自宅へ郵送する必要がある場合に、事業主へ登録の住所データを共同で利用します。

(2) 個人データの項目

氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、事業所名、社員コード、健診（未）実施項目、健診種目名、健診受診日、健診実施機関名、健診実施機関所在地、健診結果、相談・指導・問診内容、所見、アンケート内容

(3) 共同利用者の範囲

キリンビール株式会社他キリンビール健康保険加入事業主の健康管理スタッフ
およびその責任者

2. 「高額医療給付に関する交付金交付事業」における共同事業

「高額医療給付に関する交付金交付事業」とは、健康保険法附則第2条に基づく事業で高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健康保険組合連合会（以下「健保連」という）から交付されます。その交付申請のために診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という）と交付金交付申請総括明細書を健保連に提出し交付を受ける一連の事業をいいます。

（1）共同利用の目的

当組合は、交付金交付申請を行うことにより、交付を受けるために利用します。
また、健保連はその申請に間違いがないかチェックし、適正な交付を行うために利用します。

（2）個人データの項目

レセプトに記載された患者氏名、性別、本人家族、入外来別、診療年月、請求金額

（3）共同利用者の範囲

健康保険組合連合会

3. 個人データの管理責任者

（1）キリンビール健康保険組合 常務理事（個人情報取扱責任者）

東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス

（2）キリンビール株式会社 人事総務部長

東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス

他、キリンビール健康保険組合加入事業所個人情報取扱責任者

4. 利用停止の手続き

共同利用の停止を希望される場合には、下記にご連絡下さい。

窓 口 キリンビール健康保険組

メール：03061_Ni@kirin.co.jp FAX：03-5343-1094

業務時間 9：00～17：30（12：00～13：00除く）

土日曜日・祝祭日・年末年始・お盆時期等 健康保険組合が休業の
場合は対応できませんのでご承知おき下さい。